明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（国土交通六九四、六九五）　一
○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項に基づき船級協会の登録を更新した件（同六九六）　三
○福島県双葉郡富岡町の特別地域内除染実施計画を公告する件（環境六八）　五
〔公　告〕
諸事項　六
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
弁理士登録関係　四

地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第六百九十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十五年七月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　長崎支部の変更

(一)　事務所の所在地の変更

変更前	長崎県長崎市万才町3番35号
変更後	長崎県長崎市興善町6番5号

(二)　変更年月日　平成二十五年一月二十八日

二　コペンハーゲン事務所の変更

(一)　事務所の所在地の変更

変更前	1260 Copenhagen K. KINGDOM OF DENMARK
変更後	1264 Copenhagen K. KINGDOM OF DENMARK

(二)　変更年月日　平成二十五年五月十五日

三　チッタゴン事務所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
CHITTAGONG OFFICE（チッタゴン事務所）	Amin Future Park, Stand Road, B. Nag Lane, Barik Building Circle, Agrabad, PEOPLE'S REPUBLIC OF BANGLADESH

(二)　新設年月日　平成二十五年六月一日

四　ダッカ事務所の変更

(一)　事業所の名称及び所在地の変更

	名称	所在地
変更前	DHAKA OFFICE（ダッカ事務所）	11／A, Toyenbee Circular Road, Motijheel Commercial Area, Dhaka-1000, PEOPLE'S REPUBLIC OF BANGLADESH
変更後	CHITTAGONG OFFICE SUB-OFFICE DHAKA（チッタゴン事務所 ダッカ出張所）	Road#5, Defence Officers Housing Society (DOHS), Mirpur, Dhaka 1216, PEOPLE'S REPUBLIC OF BANGLADESH

(二)　変更年月日　平成二十五年六月一日